

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年12月1日	株式会社みやび(法人番号3120001143915) 代表者波部孝史	大阪府大阪市鶴見区鶴見一丁目3番47号	本社営業所	大阪府堺市東区草尾37-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和2年2月6日及び同年10月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任の未届出に係るもの】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法(以下「車両法」)第52条)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0
令和2年12月8日	山本運輸株式会社(法人番号5160001008856) 代表者山本ゆかり	滋賀県愛知郡愛荘町長野字中川原355	本社営業所	滋賀県愛知郡愛荘町長野字中川原355	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年6月24日及び同年7月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	6	6
令和2年12月8日	株式会社梅野運輸(法人番号4122001016975) 代表者梅野晃裕	京都府相楽郡精華町精華台9丁目1番地15	本社営業所	京都府相楽郡精華町精華台9丁目1番地15	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年7月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】、指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年12月8日	株式会社MOTOYAMA LINE(法人番号7140001067407) 代表者樋本聡一	兵庫県神戸市東灘区深江浜町77番地2-16	本社営業所	兵庫県神戸市北区山田町小部字妙賀5-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年10月23日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)	0	0
令和2年12月8日	平野カーゴ株式会社(法人番号8140001038209) 代表者田中邦男	兵庫県神戸市西区神出町田井1320番地の58	本社営業所	兵庫県神戸市西区神出町田井1320番地の58	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和2年10月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0
令和2年12月15日	株式会社神戸髙高運送(法人番号6140001027345) 代表者橋形勲	兵庫県神戸市垂水区上高丸3丁目13番5-502号	本社営業所	兵庫県加古郡稲美町六分一字相の山1209-187	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号(以下「法」)	令和2年7月2日及び同年7月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【変更の未届出に係るもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(法第24条)	8	8

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年12月16日	株式会社富士商事(法人番号3180001010960)代表者原田啓保	愛知県名古屋市緑区元徳重一丁目1621番地	枚方営業所	大阪府枚方市大峰元町1丁目40-10	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年1月21日及び同年2月28日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第3号)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	12	12
令和2年12月18日	株式会社エーワン運送(法人番号7130001029911)代表者山崎興二	京都府長岡京市神足大張11	本社営業所	京都府長岡京市神足大張11	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年9月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【変更の未届出に係るもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項)	2	2
令和2年12月18日	有限会社浜井運送(法人番号3170002007354)代表者浜井弘至	和歌山県有田市千田605	本社営業所	和歌山県有田市千田605	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年6月26日及び同年7月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(3)(4)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年12月21日	ヨコーサービス有限会社 (法人番号8122002005866) 代表者横山江里子	大阪府東大阪市箕輪2丁目2番29号	本社営業所	大阪府東大阪市箕輪2丁目2番29号	事業停止(7日間) 輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年1月28日及び同年7月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。事業停止について、「処分基準公示」5事業停止処分(9)①②に該当し、使用停止処分について、6件の違反が認められた。 (1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項から第3項)、(5)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1